

物流改正法施行のポイント

トラック業界の構造的課題

- ✓ 長時間労働、低賃金
- ✓ 慢性的な担い手不足、若手ドライバーの不足

ドライバーの労働環境改善のため・・・

(2024年4月～)

トラック業界の働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（拘束時間の縮減）

このまま何も対策を講じなければ・・・

物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ
- ✓ ドライバーの年収低下のおそれ

今後より深刻に・・・



流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制的措置）

すべての事業者

- ①**荷主**（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（トラック運送事業者の取引に対する規制的措置）

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（軽トラック運送事業者に対する規制的措置）

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

国交大臣・経産大臣・農水大臣

基本方針

基本方針に基づき定める

荷主事業所管大臣

判断基準



勘案して
指導・助言

意見

国土交通大臣

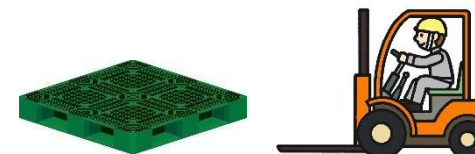
すべての荷主
(発荷主、着荷主)

連鎖化事業者
(フランチャイズチェーンの本部)

物流事業者
(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)

物流効率化のための措置

(努力義務)



(1) 意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラ
- ・ 荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。**
 - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
 - ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

(3) 荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ 積載効率の向上 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

(4) トラックドライバーへの負荷の低減に対する国民の理解の増進

- ・ 再配達削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し

(5) その他

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（消費者、国、地方公共団体、施設管理者、経済界等）

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上

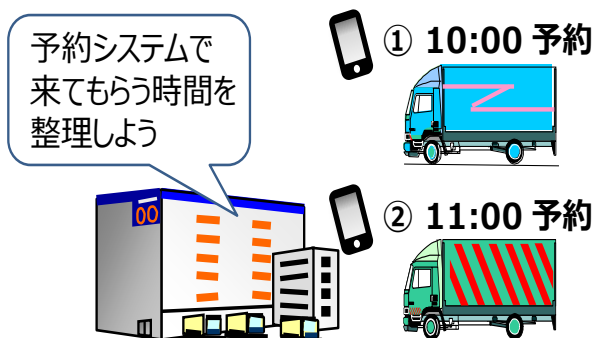
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

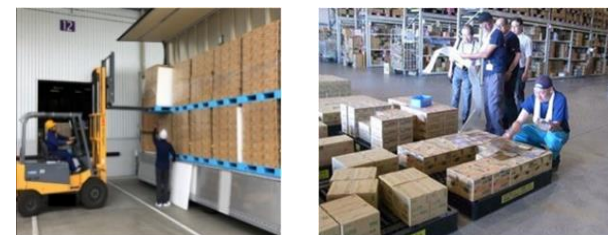
- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

- 全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者等を指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を**義務付け**。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上**
(上位**3,200社**程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 **70万トン以上**
(上位**70社**程度)

特定トラック運送事業者

保有車両台数 **150台以上**
(上位**790社**程度)

中期計画の策定

毎年度が基本
(変更なければ5年ごと)

事業所管大臣 への定期報告

毎年度

勧告・公表・命令

事業所管大臣

- 特定荷主・特定連鎖化事業者に対しては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等から物流統括管理者（CLO）を選任し、届け出ることを義務付け。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上（上位3,200社程度）

選任・届出

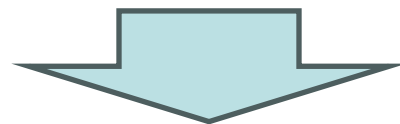
【物流統括管理者（CLO）の業務】

- ① 中長期計画の作成 、 ②事業運営方針の作成・事業管理体制の整備
- ③ リードタイムの確保、発注・発送量の適正化等のための、
社内の関係部門（開発・調達・生産・物流・販売等）間の連携体制の構築
- ④ 設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成、実施及び評価
- ⑤ 社員の意識向上のための社内研修の実施
- ⑥ 調達先及び納品先等の物流統括管理者等との連携・調整

- 判断基準の対象とならない事業者等（※）についても、取組方針や事例等を示すべく検討することを、3省庁合同審議会取りまとめに明記。

改正後の「流通業務総合効率化法」

第32条 物資の流通に関する事業を行う者、その事業を利用する事業者及び物資の流通に関する施設を管理する者は、その事業の実施又はその施設の管理に関し、これらに伴う運転者への負荷の低減その他の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

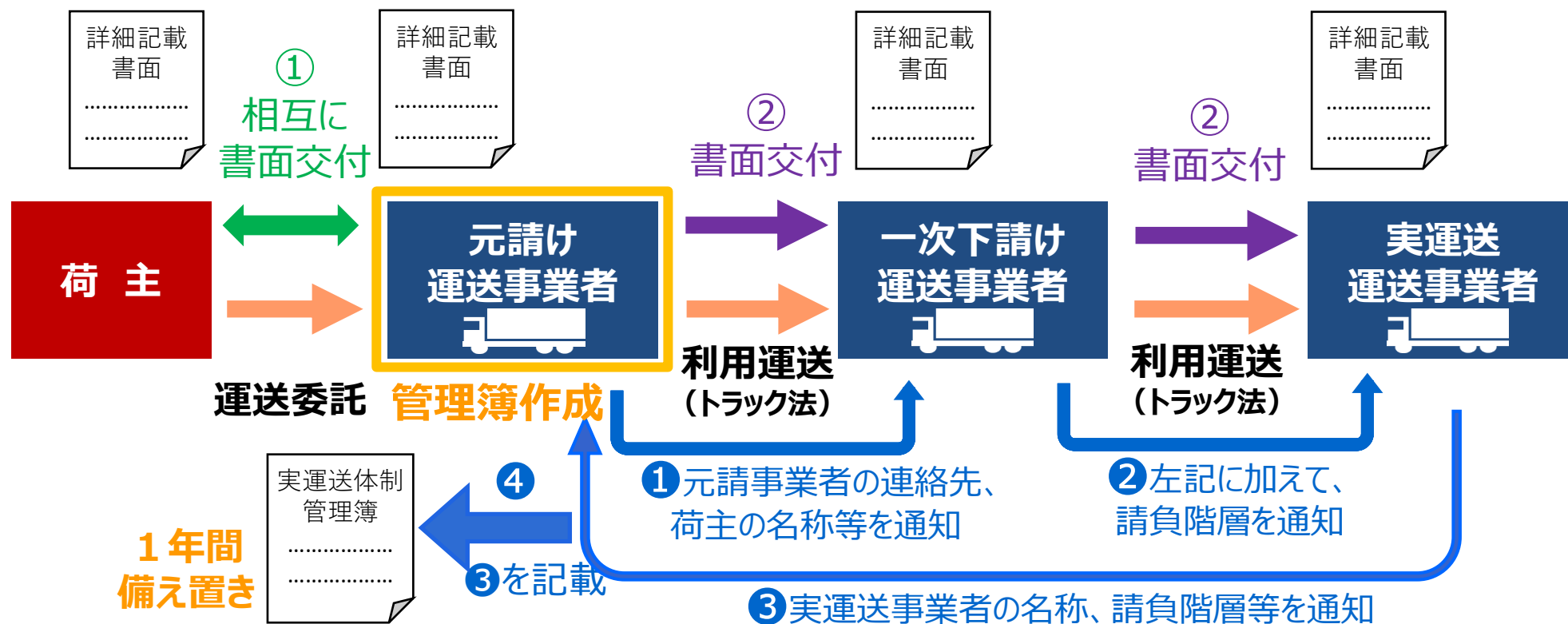


基本方針

- 港湾、空港、卸売市場、ショッピングセンター、中古車オークション会場等の施設管理者や、タワーマンション、オフィスビル、商業施設等を開発・運営するデベロッパー、商社やECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、運送契約や貨物の受け渡しに直接関わりを持たないものの商取引に影響がある者（※）も含め、経済界全体で、トラック運送サービスの持続可能な提供の確保の重要性に関する理解を深めるとともに、その実現に資する措置を講ずるよう努める必要があること。

トラック運送事業者の取引に対する規制的措施①

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面の交付等を義務付け。
- 運送体制の明確化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称、請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。



- 既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。
- 体制が固定化している場合、都度作成不要。○ 電磁的記録での作成も可。

赤枠：今回の法令改正において記載が必須となる事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）

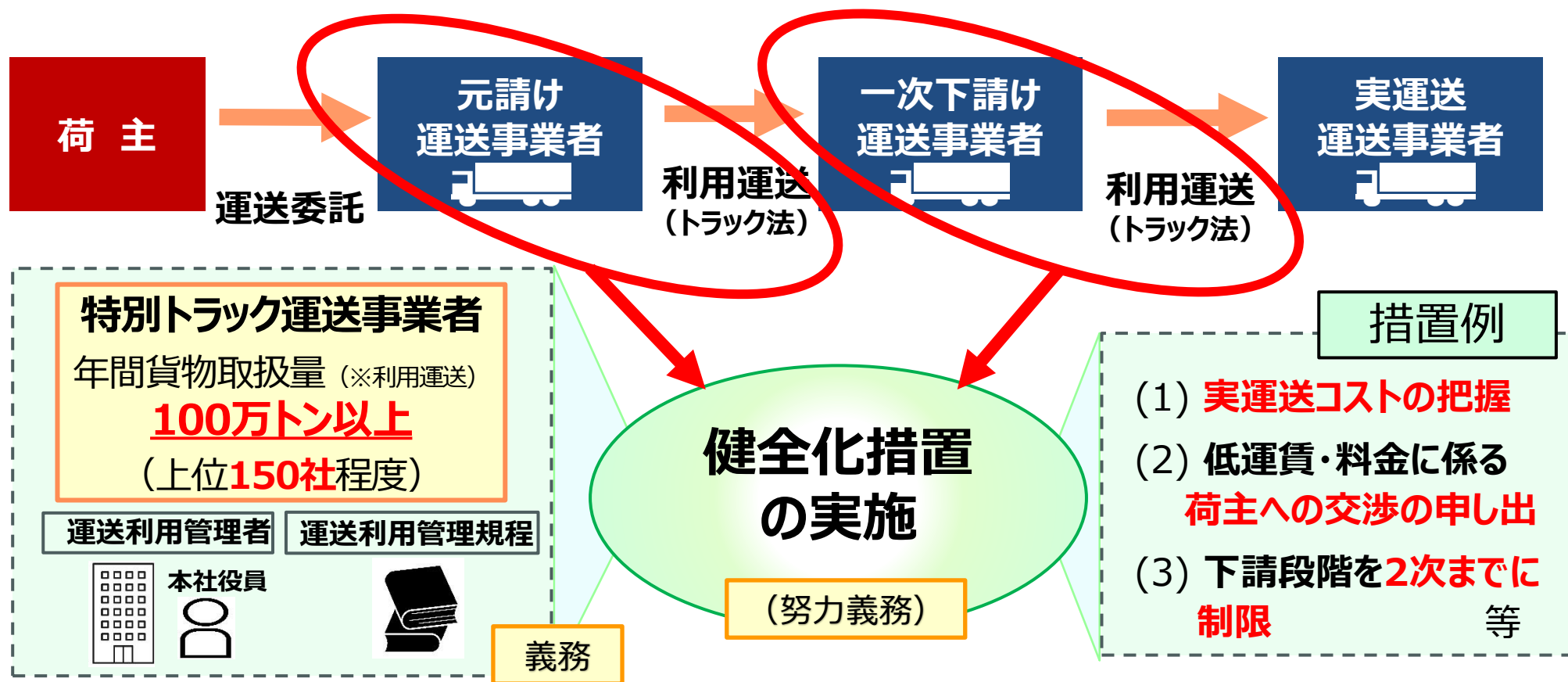
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）

実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）

積込日	運送区間	貨物の内容	実運送トラック事業者の名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	〇〇工場～小売店ア	食料品 × 10トン	X運輸	—	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場～卸売店イ	食料品 × b箱	X運輸	—	11-12	〇〇	
⋮							
2/1(木)	〇〇工場～小売店ウ	食料品 × c個	A運輸	1次請け	11-13	〇〇	
2/1(木)	××工場～倉庫エ	食料品 × dケース	B運輸	2次請け	11-14	〇〇	
⋮							
2/2(金)	〇〇工場～小売店ア	食料品 × eトン	X運輸	—	22-11	〇〇	
2/2(金)	××工場～卸売店イ	食料品 × f箱	X運輸	—	22-12	〇〇	
⋮							
2/2(金)	××工場～倉庫エ	食料品 × gケース	C運輸	1次請け	22-13	〇〇	
2/2(金)	××工場～卸売店オ	食料品 × h個	D運輸	3次請け	22-14	〇〇	
⋮							

トラック運送事業者の取引に対する規制的措施②

- 他のトラック運送事業者が行う運送を利用する場合、一定の発注適正化措置（=健全化措置）を講ずることを努力義務化。
- 一定規模以上のトラック運送事業者に対し、運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任を義務付け。



- 業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両を、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大する。（輸送安全規則第8条関係）

【対象となる事項（運転者ごとに記録し、一年間保存）】

イ 貨物の積載状況

□ 荷主の都合により荷待ちを行った場合
待機場所、指定日時、到着日時、荷役作業の開始・終了日時、
附帯業務の開始・終了日時、出発日時

ハ 荷役作業・附帯業務を実施した場合
（契約書に明記されている場合は所要一時間以上の場合に限る）
作業場所、開始・終了日時、作業等の内容、荷主の確認状況



デジタル式運行記録計の活用を推奨します！

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
 - 2024年6月28日 **第1回合同会議**（規制的措置の施行に向けた検討を開始）
 - 2024年7月以降 事務局にて各種業界団体と意見交換
 - 2024年8月26日 **第2回合同会議**（取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
 - 2024年9月26日 **第3回合同会議**（取りまとめ案の審議（書面開催））
 - 2024年9月27日～
10月26日 **パブリックコメント**（意見提出件数 875件）
 - 2024年11月11日 **第4回合同会議**（パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
 - 2024年11月27日 **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 

➤ 2025年4月1日

法律の施行①

- 基本方針、荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
- 判断基準に関する調査・公表
- トラック事業法に基づく各種規制的措置 等

➤ 2026年4月（想定）

法律の施行②

- 特定事業者の指定
- 中長期計画の提出・定期報告
- 物流統括管理者（CLO）の選任 等